

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年1月23日

内閣総理大臣 殿

横浜市長 中田 宏

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画（国際物流特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

- | | | |
|------|---|---|
| 計画本文 | 8 | 特定事業の名称 |
| | 9 | 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項（関連する事業の進捗を反映した記載に変更） |
| 別紙 | | 特定事業の追加（No.1208） |
| 添付書類 | | 構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書
追加の特定事業に係る参考資料 |

2. 変更事項の内容

別表「新旧対照表」のとおり（別紙1208の追加、参考資料の追加を含む。）

(別表)

新	旧														
<p>8 特定事業の名称 事業の詳細は別紙のとおり</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="147 277 315 319">該当番号</th><th data-bbox="320 277 1104 319">事業名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="147 322 315 363">701</td><td data-bbox="320 322 1104 363">臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</td></tr><tr><td data-bbox="147 367 315 408">702</td><td data-bbox="320 367 1104 408">税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</td></tr><tr><td data-bbox="147 411 315 453">1208</td><td data-bbox="320 411 1104 453">特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業</td></tr></tbody></table>	該当番号	事業名	701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業	1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	<p>8 特定事業の名称 事業の詳細は別紙のとおり</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1131 277 1299 319">該当番号</th><th data-bbox="1303 277 2087 319">事業名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1131 322 1299 363">701</td><td data-bbox="1303 322 2087 363">臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</td></tr><tr><td data-bbox="1131 367 1299 408">702</td><td data-bbox="1303 367 2087 408">税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</td></tr></tbody></table>	該当番号	事業名	701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
該当番号	事業名														
701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業														
702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業														
1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業														
該当番号	事業名														
701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業														
702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業														
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>(3) 横浜港口ジスティクス研究会実証実験【参考資料3】</u> 横浜港のふ頭機能強化に向けた新たな取り組みとして、公共上屋等を利用した流通加工・共同輸配送を行う実証実験の事業者を公募しました。その結果、「三菱電機ロジスティクス㈱」が事業者として選定され、平成15年4月より事業を行っています。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>(5) 横浜港港湾情報システムの機能強化【参考資料5】</u> 横浜港では、1982年から港湾情報システムを導入していますが、昨年4月1日からは、インターネットにより船舶入出港情報などを利用者へ提供している上、昨年7月に稼働を開始した「シングルウィンドウシステム」に連携されるなど新システムに移行しており、港湾諸手続の一層の簡素化・迅速化に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>(3) 横浜港口ジスティクス研究会実証実験【参考資料3】</u> 横浜港のふ頭機能強化に向けた新たな取り組みとして、公共上屋等を利用した流通加工・共同輸配送を行う実証実験の事業者を公募しました。その結果、「三菱電機ロジスティクス㈱」が事業者として選定され、平成15年4月より事業開始する予定となっています。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>(5) 横浜港港湾情報システムの機能強化【参考資料5】</u> 横浜港では、1982年から港湾情報システムを導入していますが、今年4月1日からは、インターネットにより船舶入出港情報などを利用者へ提供できる上、現在国が開発を進めている「シングルウィンドウシステム」(今夏稼働予定)に連携が可能となるなど新システムに移行しており、港湾諸手続の一層の簡素化・迅速化に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: center;">略</p>														

<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業</p>	
<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 横浜市（公有水面埋立免許出願人） 横浜市から埋立地の分譲を受けようとする者 埋立地の利用において用途の変更を行おうとする者</p>	
<p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区計画の認定後直ぐ</p>	
<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関する主体 横浜市（公有水面埋立免許出願人） 横浜市から埋立地の分譲を受けようとする者 埋立地の利用において用途の変更を行おうとする者</p> <p>(2) 事業区域《別図1、2、3》 南本牧埋立事業における第1 - 1工区の区域の一部、新山下町貯木場埋立事業の区域</p> <p>(3) 事業実施期間 特区計画認定後直ちに。</p> <p>(4) 事業により実現される行為 規制の特例措置の適用を受けることにより、埋立地の売却の促進が図られ、倉庫・流通加工施設等が立地し、国際物流機能の強化を図ることができる。</p> <p>(5) 整備される施設 横浜市から埋立地の分譲を受けた者が建設する保管・流通加工施設等</p>	

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容

別図1 (埋立事業位置図)

別図2 (南本牧埋立事業区域図(第1-1工区))

告示内容(南本牧埋立事業(第1-1工区))

別図3 (新山下町貯木場埋立事業区域図)

告示内容(新山下町貯木場埋立事業)

(2) 埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認められた理由

- ・ (1)に示す埋立地は、横浜港の物流機能の充実・強化に資する物流施設等の立地を図るため、埋立竣功後の基盤整備やアクセス道路の整備等に合わせ、土地処分を行うこととしていますが、景気の低迷が長期化し土地価格が下落傾向にある中、一部において、埋立竣功認可告示後5年以上にわたり、埋立免許の土地利用に使用されず未利用地となっている状況があります。今回、当該特例措置により埋立地の土地利用・処分に係る手続の規制緩和を実施することで、物流施設等の立地を促進し、横浜港の国際物流機能の強化と臨海部地域の活性化を図ります。

- ・ 公有水面埋立法に基づき埋立免許の用途の変更や埋立地の所有権の移転を行う場合、埋立竣功認可告示日より起算して10年間は免許権者の許可が必要となります。

(1)に示す埋立地は、当初計画時点から長期間経過していることに加え、事業工区ごとに段階的に竣功しているものもあり、現時点で埋立免許の用途が事業者のニーズに必ずしも即しているとは限らず、事業者によっては権利の移転・設定はもとより、埋立地の用途を変更する必要があります。

埋立地に進出する事業者は、建築工事着手から開業に至るまで詳細にスケジュールを検討する必要があり、事業計画の策定や進出の意思決定をする上で、時期的な要素は極めて重要な事項となっています。

当該特例措置が適用されることにより、埋立地の用途変更や所有権移転に

係る免許権者の許可を要する制限期間が短縮されれば、事業者にとって自らのスケジュールに基づき事業を進めていくことが一層確実となるとともに、事業効果の早期発現につながり、企業の進出意欲を高めることができます。

また、より幅広い需要に対応できる土地利用となることから、事業者の進出意欲を高め土地売却の促進にもつながります。

- ・ 当該埋立地は、企業債を発行して事業を行っており、土地の売却が遅れた場合には金利の増大や土地価格の下落等の影響で収支状況も悪化するため、早期に売却を行う必要があります。

《参考》

事業名	埋立竣功認可告示日	埋立竣功認可から現在までの期間
南本牧埋立事業（第1 - 1工区）	平成 8年 10月 25日	7年以上
新山下町貯木場埋立事業	平成 10年 7月 15日	5年以上